

鳥取県（以下「県」という。）は、第２期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の優先交渉権者を
選定したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法
律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここ
に公表します。

令和 7 年 11 月 10 日

鳥取県知事 平井 伸治

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 優先交渉権者選定結果

令和7年11月10日

鳥取県

1. 事業概要

(1) 事業名称

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

鳥取空港（愛称 鳥取砂丘コナン空港。以下「本空港」という。）

イ 種類

空港

(3) 公共施設等の管理者

鳥取県知事 平井伸治

(4) 事業内容

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等募集要項（以下「募集要項」という。）等に定める手続で選定された優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）は、県からPFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）の設定を受け、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者（以下「運営権者」という。）として、県との間で第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下のとおり本事業を実施する。

ア 対象施設

本事業の対象となる施設及び用地（以下「対象施設等」という。）は、次の（ア）から（ソ）までのとおりである。このうち、（ア）から（ウ）までを「空港基本施設等」といい、（ア）から（エ）まで、（キ）から（シ）まで、（ス）（ただし、国有地を除く。）及び（セ）（ただし、民有地を除く。）を「運営権設定対象施設」という。

（ア） 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、滑走路端安全区域）

（イ） 空港基本施設附帯施設等（場周道路、場周柵、ゲート等）

（ウ） 空港基本施設管理施設（消防車庫、電源局舎等）

（エ） 空港航空保安施設等（航空灯火、灯火整備棟等）

（オ） 国内線ターミナルビル施設

（カ） 貨物ビル施設

（キ） 国際会館（国内線ターミナルビル施設との一体化による増築部を含む。以下同じ。）

（ク） 除雪車庫（新除雪車庫を含む。）

- (ケ) 空港展望所（併設する駐車場施設等を含む。）及び空港展望所用地
- (コ) 駐車場施設等（駐車場施設、臨時駐車場用地及び構内道路等）
- (サ) SOLWIN（低層風情報提供システム）
- (シ) 調整池
- (ス) 空港用地（航空法第46条に基づき告示された本空港の空港用地をいう。以下同じ。）
- (セ) イメージアップ象形物（ようこそ鳥取へ）及び周辺用地
- (ソ) 滑走路西側集団移転元地

イ 事業範囲

本事業は、空港特定運営事業及びビル施設等事業によって構成される。特定事業である空港特定運営事業の範囲は、次の（ア）に掲げるものとする。なお、本事業の実施に当たっては、次の（イ）に掲げるビル施設等事業を一体的に実施するものとする。

- (ア) 空港特定運営事業
 - a 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）
 - b 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）
 - c 環境対策事業（民活空港運営法第2条第6項第3号）
 - d その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）
- (イ) ビル施設等事業
 - a 国内線ターミナルビル施設事業
 - b 貨物ビル施設事業
 - c 航空機給油サービス事業
 - d グランドハンドリング事業
 - e 移転元地の維持管理業務
 - f 空港用地内及び空港用地外において実施する任意事業

(5) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、実施契約に定める開始条件が充足されて本事業が開始された日（以下「事業開始日」という。）から、事業開始日の20年後の応当日の前日（次のイの規定によって事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「事業終了日」という。）までをいう。

なお、運営権者は、開始条件のいずれか1つでも充足されない場合には、本事業を開始することができない。ただし、開始条件の全部又は一部が充足されない場合であっても、県が認めた場合には、運営権者は、本事業を開始することができる。

イ 事業期間の延長

運営権者が、県に対して、事業終了日の3年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、次のウに定める運営権の存続期間の範囲内で10年以内の運営権者が希望する期間だけ、事業期間を延長することができる（以下、当該期間延長を「オプション延長」という。）。

また、上記のオプション延長とは別に、実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者は、県に対して、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、運営権者に生じた損害又は増加費用等を回収するため事業期間を一定期間延長する必要があると県が認めた場合には、県及び運営権者が協議によって次のウに定める運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間だけ、事業期間を延長することができる（以下、当該期間延長を「合意延長」という。）。

なお、オプション延長及び合意延長の実施は、1回に限るものではない。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、事業開始日から事業終了日までとする。

なお、運営権の存続期間は、「イ 事業期間の延長」に定める事業期間の延長があった場合を含め、事業開始日の35年後の応当日の前日を超えることはできない（その旨公共施設等運営権登録簿にも記載する。）。

運営権の存続期間は、事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

（6） 事業方式

募集要項等に定める手続によって選定され、県との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCを設立する。県は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る県議会の議決を得たうえで、SPCに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、運営権設定後、県との間で速やかに実施契約を締結し、事業開始日までに業務の引継ぎを完了させるとともに、法令に従って運営権の設定登録を行い、実施契約に従って本事業を開始する。

また、実施契約を締結した運営権者は、事業開始日までに鳥取空港ビル株式会社株式をその株主から譲り受ける。

事業終了日をもって運営権は消滅し、県又は県の指定する者は、運営権者及び運営権者子会社等の所有する資産のうち必要と認めたものについて、時価で買い取ることができる。

（7） 利用料金の設定・収受

運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、次のアからエまでに定める利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

ア 着陸料等及び空港航空保安施設の使用料金

運営権者は、民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する空港法第13条第1項に定義される着陸料等（以下「着陸料等」という。）及び民活空港運営法第2条第6項第2号に規定する航空法第54条第1項に定義される空港航空保安施設の使用料金については、あらかじめ、法令の定めるところに従い国土交通大臣に届出を行うとともに、実施契約の定めるところに従い知事に通知したうえで設定、收受し、自らの収入とすることができる。また、当該着陸料等及び当該使用料金を変更しようとするときも、同様とする。

ただし、届出が行われた着陸料等及び当該使用料金について、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、又は社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が本空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるときは、空港法第13条第2項又は航空法第54条第2項の規定に基づく国土交通大臣による変更命令が行われる場合がある。

イ 旅客取扱施設の利用に係る料金

運営権者は、旅客取扱施設（国内線ターミナルビル施設及び国際会館をいう。以下同じ。）の利用に係る料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）について、関係法令等の規定に従い、必要な認可、届出等を行ったうえで、自ら又は運営権者子会社等によって当該利用料を設定、收受し、その収入とすることができる。

運営権者は、旅客取扱施設利用料を設定しようとするときは、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号。以下「空港条例」という。）第26条第1項に基づき、その上限を定め、知事の認可を得なければならない。また、当該上限を変更しようとするときも、同様とする。なお、旅客取扱施設利用料は、知事の認可を受けた上限の範囲内で設定しなければならない。また、国際会館に対して当該利用料の設定又は変更をしようとするときは、これらの手続に加え、次のウと同様の手続を行う必要がある。

ウ 運営権設定対象施設の利用に係る料金

運営権者は、運営権設定対象施設の利用に係る料金 について、PFI法第23条第2項の規定に基づき、あらかじめ知事に届出を行ったうえで設定、收受し、自らの収入とすることができる。また、当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

エ その他本事業に係る料金

運営権者は、上記アからウまでの料金以外の本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、自らの収入とすることが禁止されていないことを確認したうえで、

自由に利用料金を設定、収受し、自らの収入とすることができる。

(8) 費用負担及び運営権者に対する財政支援等

ア 費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担する。

なお、空港用地、空港展望所用地、臨時駐車場用地及びイメージアップ象形物周辺用地のうち県以外の者の所有地については、県が所有者と賃貸借契約等を締結し、賃借料を負担する。

イ 運営権者に対する財政支援等

県は、本事業実施のための財政支援として、実施契約に定める方法によって、運営権者に対し運営交付金の交付を行う。運営交付金の額は、あらかじめ定めた額を交付するもの、除雪費支援として交付するもの及び空港脱炭素化への取組に対する支援等を目的として交付するものに、アップサイドシェア¹及び航空需要の変動リスクが生じた場合の取扱いを加味して計算した金額とし、県はこれを毎事業年度交付する。

なお、運営権者は、豪雪や不可抗力によって、全体計画を大幅に変更する必要がある場合は、県と協議し、両者が合意した範囲において必要な支援を求めることができる。

(9) 対象施設の立地に関する事項

空港条例に基づき公示された空港用地の所在地等は次のとおりである。

所在地：鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町西

本空港の区域の面積：107.3ha

2. 経緯

優先交渉権者の選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

実施方針の公表	令和6年8月1日
特定事業の選定及び公表	令和7年2月3日
募集要項等の公表	令和7年2月3日
募集要項等に関する説明会	令和7年2月18日
募集要項等に関する質問受付（第1回）	令和7年2月26日～2月28日
募集要項等に関する質問受付（第2回）	令和7年3月26日～3月28日

¹ 着陸料、停留料及び保安料による実績収益が、運営権者が各事業年度に作成する単年度計画に定める計画収益の110%を超える場合、その超過額に対し、優先交渉権者として選定された応募者が提案した比率を乗じた額を県に還元する仕組みをいう。

募集要項等に関する質問回答の開示	令和 7 年 4 月 11 日
第一次審査書類の提出期限	令和 7 年 4 月 25 日
第一次審査結果の通知	令和 7 年 5 月 20 日
競争的対話等に関する説明会	令和 7 年 6 月 4 日、6 月 9 日
競争的対話等の終了宣言	令和 7 年 8 月 29 日
第二次審査書類の提出期限	令和 7 年 9 月 5 日
優先交渉権者の選定及び公表	令和 7 年 11 月 10 日

3. 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話によって要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価した。

優先交渉権者の選定は、P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン記載の事業者選定フローに沿って行うことを基本とし、参加資格要件の充足及び本事業の事業方針等を審査し、第二次審査参加者を選定する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話等を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等を審査し、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 選定の体制

県は、優先交渉権者の選定に当たり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、P F I 法第 11 条に定める客観的な評価を行うため、令和 6 年 11 月 7 日付で有識者及び県内経済界の代表者等によって構成する第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会における評価を受け、第二次審査参加者を特定したとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

なお、審査会の委員及び開催経緯は、次のとおりである（委員名は五十音順。）。

ア 審査会の委員

委員長	谷本 圭志	国立大学法人鳥取大学 工学部 教授
副委員長	加藤 一誠	慶応義塾大学 商学部 教授
委員	岡本 陽子	公募委員（有限会社 楠衡器製作所）
委員	中井 英子	鳥取商工会議所 女性会 副会長
委員	廣田 恵里	アザレア税理士法人 公認会計士・税理士
委員	山崎 優	鳥取すずらん総合法律事務所 弁護士

イ 審査会の開催経緯

第1回審査会	令和6年11月7日
第2回審査会	令和7年5月15日
第3回審査会	令和7年9月22日
第4回審査会	令和7年9月29日
第5回審査会	令和7年10月17日

(3) 第一次審査

第一次審査は、第一次審査参加者の中から、第二次審査参加者を選定するものである。
第一次審査は、次のとおり実施した。

ア 第一次審査参加者

(ア) J P i X・OCコンソーシアム（以下「コンソーシアムA」という。）

代表企業	株式会社日本共創プラットフォーム
コンソーシアム構成員	株式会社オリエンタルコンサルタンツ

(イ) 輝く鳥取の翼コンソーシアム（以下「コンソーシアムB」という。）

代表企業	日ノ丸自動車株式会社
コンソーシアム構成員	ANAホールディングス株式会社
コンソーシアム構成員	ANAファシリティーズ株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社山陰合同銀行
コンソーシアム構成員	大成建設株式会社
コンソーシアム構成員	大成コンセッション株式会社
コンソーシアム構成員	大山日ノ丸証券株式会社
コンソーシアム構成員	大和建設株式会社
コンソーシアム構成員	中央印刷株式会社
コンソーシアム構成員	中国電力株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社鳥取銀行
コンソーシアム構成員	株式会社鳥取砂丘会館
コンソーシアム構成員	日本海テレビジョン放送株式会社
コンソーシアム構成員	日本交通株式会社
コンソーシアム構成員	日ノ丸産業株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社日ノ丸総本社
コンソーシアム構成員	芙蓉総合リース株式会社

イ 審査方法

(ア) 資格審査

県は、第一次審査書類に含まれる資格審査に係る書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行った結果、全コンソーシアムにおいて参加資格要件を満たしていることを確認した。

(イ) 提案審査

審査会は、第一次審査参加者が提案する本事業に関する基本的な事業方針等が、適切なものとなっているかどうかについて審査を行うとともに、第一次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及び第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）に基づく採点を行って得点案を作成し、県に報告した。

(ウ) 提案審査における審査基準

a 提案項目

提案審査書類における提案項目、様式名称、様式番号及び頁数制限は、優先交渉権者選定基準に記載のとおりである。

b 得点案の計算方法

委員が審査を行うに当たっては、優先交渉権者選定基準において提案項目ごとに審査のポイントとして挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与えた。

担当部署は、委員が採点した各提案項目の得点のうち、最高点及び最低点を除いた4人の委員の得点の平均点を当該項目の点数として算出し、各提案項目の平均点を合計することによって得点案を作成した。担当部署は、得点案について審査会の承認を受けた。

ウ 審査会の採点結果

審査会は、次のとおり第一次審査参加者の得点案を決定した。

提案項目		配点	コンソーシアムA	コンソーシアムB
A) 全体事業方針（20点）				
A 1	将来イメージ・基本コンセプト	20	15.3	12.0
B) 持続可能な空港運営（60点）				
B 1	航空ネットワークに関する基本方針	20	13.8	10.8
B 2	空港機能維持に関する基本方針	20	13.5	13.0
B 3	安全・保安の確保に関する基本方針	20	13.0	12.5

C) 地域貢献 (40 点)				
C 1	にぎわいの創出に関する基本方針	20	15.3	12.0
C 2	地域経済に対する基本方針	20	13.0	11.5
D) 事業実施体制 (20 点)				
D 1	事業実施体制に関する基本方針	20	13.3	12.0
合計		140	97.2	83.8

エ 第二次審査参加者の選定

県は、審査会から報告を受けた得点案をもとに、コンソーシアムA、コンソーシアムBを第二次審査参加者として選定した。

(4) 第二次審査

第二次審査は、第二次審査参加者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査には、第一次審査で選定された応募者の全てが参加し、全ての応募者から第二次審査書類を受領した。なお、コンソーシアムBは、第二次審査参加に当たって、コンソーシアム構成員を追加した。

第二次審査は、次のとおり実施した。

ア 第二次審査参加者

(ア) コンソーシアムA

代表企業	株式会社日本共創プラットフォーム
コンソーシアム構成員	株式会社オリエンタルコンサルタンツ

(イ) コンソーシアムB

代表企業	日ノ丸自動車株式会社
コンソーシアム構成員	ANAホールディングス株式会社
コンソーシアム構成員	ANAファシリティーズ株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社山陰合同銀行
コンソーシアム構成員	大成建設株式会社
コンソーシアム構成員	大成コンセッション株式会社
コンソーシアム構成員	大山日ノ丸証券株式会社
コンソーシアム構成員	大和建設株式会社
コンソーシアム構成員	中央印刷株式会社
コンソーシアム構成員	中国電力株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社鳥取銀行

コンソーシアム構成員	株式会社鳥取砂丘会館
コンソーシアム構成員	日本海テレビジョン放送株式会社
コンソーシアム構成員	日本交通株式会社
コンソーシアム構成員	日ノ丸産業株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社日ノ丸総本社
コンソーシアム構成員	芙蓉総合リース株式会社
コンソーシアム構成員	全日空商事株式会社
コンソーシアム構成員	N T T 西日本株式会社

イ 審査方法

(ア) 資格審査

県は、第二次審査書類に含まれる追加コンソーシアム構成員に係る資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行った結果、全追加コンソーシアム構成員において参加資格要件を満たしていることを確認した。

(イ) 提案審査

審査会は、県との競争的対話等を経たうえで、第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な目標及び計画並びに個別の施策が、適切なものとなっているか、また、それらが実現可能性の高いものかどうかについて審査を行うとともに、第二次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及び優先交渉権者選定基準に基づく採点を行って、得点案を作成し、県に報告した。なお、審査会における審査では、現地調査や関係者へのヒアリングを踏まえて作成された提案審査書類を審査するとともに、審査会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行った。

(ウ) 提案審査における審査基準

a 提案項目

提案審査書類における提案項目、様式名称、様式番号及び頁数制限は、優先交渉権者選定基準に記載のとおりである。

b 得点案の計算方法

委員が審査を行うにあたっては、提案項目 F) 公共負担額・運営権対価を除き、優先交渉権者選定基準において提案項目ごとに審査のポイントとして挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて得点を与えた。

提案項目F)については、「同項目に対する配点×(応募者の評価対象額/各応募者の評価対象額の中の最高額)」の計算式に基づき採点を行った。なお、評価対象額は、県が設定した基本支援上限額(事業期間合計で118億3,700万円)から応募者が提案した基本支援提案額を除いた金額とした。

担当部署は、委員が採点した各提案項目の得点のうち、最高点及び最低点を除いた4人の委員の得点の平均点を当該項目の点数として算出し、各提案項目の平均点の合計及び前段に示す計算方法をもとに算出した提案項目F)の点数を合計することによって得点案を作成した。担当部署は、得点案について審査会の承認を受けた。

ウ 審査会の採点結果

審査会は、次のとおり第二次審査参加者の得点案を決定した。

なお、提案項目F)の採点根拠とした基本支援提案額について、コンソーシアムAからは116億5,000万円(基本支援上限額との差額:△1億8,700万円)、コンソーシアムBからは118億1,700万円(同差額:△2,000万円)の提案があり、いずれも県が設定した基本支援上限額を下回る提案であった。

提案項目		配点	コンソーシアムA	コンソーシアムB
A) 全体事業方針 (20点)				
A 1	将来イメージ・基本コンセプト	20	13.5	12.8
B) 持続可能な空港運営 (70点)				
B 1	航空ネットワークに関する提案	20	11.5	10.5
B 2	空港機能維持に関する提案	20	12.8	12.8
B 3	安全・保安の確保に関する提案	20	12.8	12.3
B 4	施設の利用に係る料金に関する提案	10	5.8	6.5
C) 地域貢献 (40点)				
C 1	にぎわいの創出に関する提案	20	14.0	12.0
C 2	地域経済に対する提案	20	13.5	13.3
D) 事業実施体制 (30点)				
D 1	事業実施体制に関する提案	20	13.8	12.5
D 2	セルフモニタリングに関する提案	10	6.0	6.5
E) 財務・事業計画 (30点)				
E 1	事業計画及び財務健全性維持に関する提案	20	13.5	10.8
E 2	特別支援の対象とする更新投資に関する提案	10	4.3	5.5
F) 公共負担額・運営権対価 (10点)				

F 1	運営に関する公共負担額の提案	10	10.0	1.0
合計		200	131.5	116.5

エ 優先交渉権者等の選定

県は、審査会から報告を受けた得点案をもとに、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定した。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者として選定した。

選定区分	第二次審査参加者名	得点
優先交渉権者	コンソーシアム A : J P i X ・ O C コンソーシアム	131.5
次点交渉権者	コンソーシアム B : 輝く鳥取の翼コンソーシアム	116.5

4. P F I 事業として実施することの評価

(1) P F I 事業として実施することによる定量的評価

県は、令和 7 年 2 月 3 日付で行った特定事業の選定において、第 1 期事業を実施する以前と同様に県が実施する場合の県の財政負担見込額と、公共施設等運営権を設定し P F I 事業として実施する場合の県の財政負担見込額の比較を行い、P F I 事業として実施した方が事業期間中の県の財政負担額が約 4.4 億円程度軽減されるものと見込んだ。

このたび優先交渉権者に選定された者の提案は、この特定事業の選定において見込んだ定量的評価を上回り、県が実施する場合よりも県の財政負担額が約 6.3 億円程度軽減されることが見込まれるものであり、本事業を P F I 事業として実施することによる定量的な効果があると評価した。

(2) P F I 事業として実施することによる定性的評価

優先交渉権者の提案からは、以下に示す定性的効果が認められた。

ア 民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な運営の実現

優先交渉権者の提案によれば、P F I 事業として、運営権者に空港施設の運営等を実施させるとともに、本事業を通じてすべての対象施設等が運営権者に集約して運営されることで、第 1 期事業から継続して空港全体としての一体的・機動的な運営の実現が期待できる。

イ 空港を拠点としたにぎわいの創出

優先交渉権者の提案によれば、本空港は、「名探偵コナン」の装飾（「鳥取砂丘コナン空港」と愛称化）や市街地・観光地（砂丘・温泉地等）への近接性等の強みを持っていることから、交通インフラ機能に加え、「ひと・もの・情報」が動き・集まる拠点としての高い潜在能力を有している。これを運営権者が自らの創意工夫を発揮し最大限引き出すことによって、本空港が地域活性化の拠点施設として機能強化されることが

期待できる。

ウ 航空サービスの充実

優先交渉権者の提案によれば、運営権者が、自らのノウハウを活用し、県と連携しながら、継続的、機動的なエアポートセールスを実施することによって、空港利用者の増加等に留まらない、関係人口の創出及びこれに伴う県内への経済波及効果が期待できる。

エ 二次交通改善・充実

優先交渉権者の提案によれば、上記ウと連動して、航空機利用促進の観点から、運営権者による観光振興及び県外からのワーケーション推進が期待できる。運営権者は自らのノウハウを活用し、デジタル化や路線拡充に取り組むことが想定され、これに伴い、上記イに示す地域活性化の拠点施設としての機能が広く地元住民に提供され、住民生活維持にも寄与することが期待できる。

オ D X 推進

優先交渉権者の提案によれば、運営権者が、自らの技術及び創意工夫を発揮し、空港施設の維持管理情報、利用者情報、エネルギー利用情報等のデータを一元的に管理し利活用を図ることによって、空港の管理運営の効率化及び各種施策の効果的な実施の促進が期待できる。

カ 空港脱炭素化の推進

優先交渉権者の提案によれば、運営権者が、自らのノウハウの活用及び上記オに示すデータの利活用を行い、自ら又は他者と連携して、「鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画」に定めるCO₂削減目標の達成に向けた各取組を確実に実施することが期待できる。